

高圧ガスに関する問い合わせに対する回答例

【都様式】

- Q 1 本社の社長や保安担当者が交代する。どのような書類を提出すべきか。
- A 1 法定様式ではなく都様式の『[高圧ガス事業所名称等変更届出書](#)』に該当する情報を記載して提出ください。新しく保安担当者を選任する場合も同様です。
- Q 2 販売所所在地が移転するが、高圧ガス事業所名称等変更届出書の提出で事足りるのか。
- A 2 販売所の移転は、移転前の事業所は廃止届、移設先は様式第 21『[高圧ガス販売事業届出書（事業開始 20 日前）](#)』を提出ください。販売主任者が必要な場合、再度選任が必要となるので併せて様式第 35『[高圧ガス販売主任者届書](#)』を提出ください。
- Q 3 都様式『[高圧ガス事業所名称等変更届出書](#)』に代表者印を押印する時、どこに記名と押印すれば良いのか。
- A 3 下の空いているスペースに記名と押印して提出ください。
- Q 4 以前提出した届出書を紛失してしまった。再発行や正本のコピー等貰えるのか。
- A 4 原則、届出書は 1 年経過後に廃棄しますが、閲覧できる可能性はありますのでお問い合わせください。なお、再発行やコピーは行っておりません。届出があったことを証明する証書（400 円/1 部）の発行はできます。
- Q 5 1 つの事業所に所有者又は占有者が複数いる場合、会社名や保安責任者等の変更届の書類形式はどのようにすればよいか。
- A 5 別添として、書類にそれぞれの変更箇所を詳細に明示してください。

【輸入検査】

- Q 1 高圧ガスを輸入する際の手続き方法を教えて
- A 1 東京都では輸入検査を東京都高圧ガス保安協会が実施しておりますので、同協会にお問い合わせください。もし、同協会から都へのお伺い事項があれば別途お問い合わせください。
- Q 2 ガス輸入に際し、税関から高圧ガス保安法の適用外か内か、都に聞くよう指導された。
- A 2 高圧ガスの法令に適用除外規定がありますので、東京都にお問い合わせください。
- Q 3 税関を通過した高圧ガスポンペを販売するにはどんな届出が必要か。
- A 3 都で陸揚げした高圧ガスポンペは、東京都高圧ガス保安協会に輸入検査を受けてください。検査後に都内営業所で高圧ガスを販売する際には、様式第 21『[高圧ガス販売事業届出書（事業開始 20 日前）](#)』を提出ください。他の道府県等に営業所がある場合は、当該自治体にお問い合わせください。

【販売】

- Q 1 様式第 21『[高圧ガス販売事業届出書](#)』の引渡先保安台帳の例の中で、使用形態はどう書けばいいのか。
- A 1 HP に掲載した台帳は例示のため、引き渡し先の保安状況どう管理するか分かる様式を添付ください。
- Q 2 事業所の移転と分割を行うが、販売事業届にはどちらの新店舗を「移転」と記載すべきか。
- A 2 移動前の事業を引き継ぐ店舗を移転として登録ください。

Q 3 高圧ガスの販売主任者を補佐する者を前任者の解任に伴い選任したい。どんな経歴が必要か。

A 3 一般則 **72** 条 1 号及び 2 号を満たす経歴が必要です。

Q 4 現在、炭酸ガスの販売を行っているが、今後は液化炭酸ガスの販売を行う予定である。その場合に変更届の提出は必要か。

A 4 扱っているガス種の追加になりますので、様式第 **22** 『販売に係る高圧ガスの種類変更届書』の提出をお願いします。